

高齢の方へ 新型コロナワイルスワクチンの接種が始まります

新型コロナワイルスワクチンの接種は、10月から定期接種となります。これは、法で定められて自治体が行う接種で、費用の一部が助成されます。

◇期間 10月1日(火)～令和7年3月31日(月)

◇場所 右の表の指定医療機関(要予約)

◇対象・接種方法

*接種日現在65歳以上の方=健康保険証または介護保険証(生活保護受給者は市から送付するはがき)を指定医療機関に提示

*接種日現在60～64歳で、心臓・腎臓・呼吸器機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害により、1級の障害者手帳を持つ方(かかりつけ医に相談のうえ接種を)=市から送付するはがきを指定医療機関に提示

◇接種回数 1回

◇自己負担額 2500円(右の表の指定医療機関で接種した場合のみ)

※生活保護受給者は無料です。

☆詳しくは、感染症対策担当(あいぽっく内)☎544-5126へ。

▼新型コロナワイルスワクチン接種の指定医療機関

医療機関名	所在地	電話番号
浅見胃腸科外科医院	東町5丁目	544-5300
昭島相互診療所	福島町908	545-2712
栄田医院	玉川町3丁目	541-0218
竹口病院	玉川町4丁目	541-0176
中神内科呼吸器科クリニック	朝日町1丁目	549-2366
永山整形外科	朝日町3丁目	544-8662
富士診療所	朝日町4丁目	541-2263
大田医院	中神町1237	541-0311
昭島病院	中神町1260	546-3111
うしお病院	武蔵野2丁目	541-5423
昭島リウマチ膠原病内科	宮沢町495	546-0011
昭和の杜病院	宮沢町522	500-2611
堀内クリニック	昭和町2丁目	546-2111
つつじが丘診療所	つつじが丘3丁目	545-4737
蓮村整形外科内科	田中町2丁目	545-4312
田中団地診療所	田中町3丁目	545-2514
太陽こども病院	松原町1丁目	544-7511
まことクリニック	松原町2丁目	546-2800
拝島やまかみクリニック	松原町4丁目	519-2650
昭島腎クリニック	松原町4丁目	546-8581

18歳以下の方へ 季節性インフルエンザ予防接種が始まります

◇期間 10月15日(火)～令和7年1月31日(金)

◇場所 市内指定医療機関

◇対象 平成18年4月2日以降に生まれた方

◇接種方法 健康保険証(生活保護受給者は受給証明書)を指定医療機関に提示

※ひとり親家庭等医療費助成を受けている場合は、併せて医療証を提示してください。

◇接種回数

*12歳以下の方=約2～4週間の間隔で2回(2回目に限り7年2月の接種も可)

*13～18歳の方=1回

◇自己負担額

*12歳以下の方=1回につき500円

*13～18歳の方=1500円

※生活保護受給者、ひとり親家庭等医療費助成を受けている世帯は無料です。

※市内の指定医療機関以外で接種した場合、全額自己負担となります。

☆詳しくは、健康係(あいぽっく内)☎544-5126へ。



12歳以下の方
の助成を拡充
しています

市ホームページ
内指定医療機関
はこちら▶



児童扶養手当の申請を受け付け

◎支給対象を拡大

法の改正により、令和6年11月分の手当から、右の表のとおり所得制限額が引き上げられ、支給対象が拡大します。

◎申請を受け付け

次に該当する方に、児童扶養手当を支給しています。本人や扶養義務者の所得超過などの理由で手当を申請しておらず、令和6年度は所得制限額未満である方は、10月中に申請してください。

また、受給中(停止中を含む)で、8月上旬に送付した現況届を提出していない方は、至急提出してください。

◇対象 18歳になって最初の年度末まで(中程度以上の障害がある場合は20歳未満)の児童を育てている父・母・養育者で、次のいずれかに該当する方

*ひとり親家庭である

*父または母に身体障害者手帳1級・2級程度の障害がある

*行方不明などにより、ひとり親家庭とみなされるなど

*前年中の所得による審査があります。所得制限額は、右の表のとおりです。

*老齢年金、遺族年金などの公的年金を受給している方には、年金額が児童扶養手当額を下回る

場合のみ差額を支給します。

☆詳しくは、手当医療助成係へ。

▼令和6年度児童扶養手当所得制限額
(令和5年中の所得に社会保険料相当額8万円を控除した額)

扶養 人数	本人の所得		扶養義務 者の所得
	全部支給	一部支給	
0人	69万円	208万円	236万円
1人	107万円	246万円	274万円
2人	145万円	284万円	312万円
3人	183万円	322万円	350万円
4人	221万円	360万円	388万円

*医療費控除や老人扶養などがある場合、一定額を所得から控除できます。

*扶養人数は、地方税法上の数です。

*扶養義務者とは、本人と生計を同じくする三親等以内の血族(曾祖父母、祖父母、父母、子、孫、ひ孫及び兄弟姉妹)です。